

VDA 登録 VE コンサルタント倫理規定

第1条（定義）

本規定において「VDA 登録 VE コンサルタント」とは、バリューデザインアカデミー（以下「VDA」という）の所定のカリキュラムを修了し、バリュー・エンジニアリングの指導に必要な知識と能力を有する者として VDA が認定し、VDA 登録 VE コンサルタントとして登録された者をいう。

第2条（目的）

本規定は、VDA 登録 VE コンサルタントがその名称を適切に使用し、専門家としての信頼と社会的信用を高めるとともに、価値創造を通じて組織および社会の発展に寄与するために、基本となる倫理基準を定めるものである。

第3条（登録の有効期間及び更新）

1. VDA 登録 VE コンサルタントの登録有効期間は、公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会（以下「日本 VE 協会」という）が認定する VE 資格（VE スペシャリスト及び CVS）の有効期間と同一とする。
2. 当該 VE 資格が更新された場合、VDA 登録 VE コンサルタントの登録も継続する。
3. 当該 VE 資格が更新されなかった場合、失効した場合、または取消された場合には、VDA 登録 VE コンサルタントの登録も失効する。

第4条（知的財産の尊重）

1. 業務の遂行にあたっては、著作権、商標権、特許権その他の知的財産権を尊重する。
2. VDA が提供した教材、資料、ノウハウ等については、許可なく複製、転載、改変、再配布、二次利用を行わない。
3. 自らが作成した成果物についても、第三者の権利を侵害しないよう十分に配慮する。

第5条（機密情報の保持）

1. 業務上知り得た顧客情報その他の非公開情報については、適切に管理し、第三者へ開示または漏洩しないよう努める。
2. 前項の義務は、登録資格の有効期間中のみならず、資格喪失後も継続するものとする。

第6条（信頼と敬意）

VDA 登録 VE コンサルタントは、顧客、関係者、他の登録 VE コンサルタント、取引先、競合他社等に対して敬意をもって接し、虚偽の発言や不確かな情報の流布、誹謗中傷など、VDA および本制度の信用を損なう行為を行わない。

第7条（名称の適正使用）

1. VDA 登録 VE コンサルタントは、自己が VDA 登録 VE コンサルタントである旨を、事実即して表示することができる。

2. 前項の表示にあたっては、「VDA 登録 VE コンサルタント」または「バリューデザインアカデミー登録 VE コンサルタント」の名称を用いるものとする。
3. 前二項の表示にあたっては、VDA、日本 VE 協会その他第三者との関係について誤認を招く表現をしてはならず、事実を超える能力や実績を示す表現など、誤解や誤認を招く表示を行ってはならない。
4. 名称の変更、加筆、省略その他これらに類する変更を行ってはならない。
5. VDA 登録 VE コンサルタントは、VDA から営業上の代理権、代表権、独占的地位その他特別の権限を付与されたものと表示してはならない。
6. 名称は本人に帰属するものであり、第三者への貸与や譲渡などは行わない。
7. 登録資格を喪失した者は、第 1 項及び第 2 項の表示をしてはならない。

第 8 条（ロゴの使用）

1. VDA 登録 VE コンサルタントは、VDA および日本 VE 協会のロゴ、シンボル、マーク、エンブレムその他これらに類する表示を、名刺、ウェブサイト、SNS、提案書、営業資料その他一切の媒体において使用してはならない。
2. 前項の規定は、VDA 登録 VE コンサルタントまたはバリューデザインアカデミー登録 VE コンサルタントの文字表示を妨げるものではない。

第 9 条（継続的な研鑽）

1. VDA 登録 VE コンサルタントは、専門性の維持・向上に努め、社会の期待に応えられる能力水準を保つよう継続的な学習と自己研鑽を行う。
2. 保有する VE 資格の更新に必要な要件を満たすことは、本条の取り組みの一環とする。

第 10 条（法令遵守）

VDA 登録 VE コンサルタントは、関係法令および社会規範を遵守し、専門家として社会から信頼される行動を心がける。

第 11 条（違反行為への対応）

1. 本規定に著しく反する行為が確認された場合、VDA は事実関係を確認したうえで、是正勧告、警告、一定期間の名称使用停止、または登録取消し等の措置を講じることがある。
2. 登録が取り消された場合は、速やかに名称の使用を停止し、関連する表示の削除等の対応を行うものとする。

第 12 条（誓約）

VDA 登録 VE コンサルタントは、本規定の内容を理解し、これを遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

第 13 条（規定の改定）

VDA は、必要に応じて本規定を改定することができる。改定後の規定は、所定の方法により公表した時点で効力を生ずる。

附則

本規定は、2026年4月1日より施行する。

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会
バリューデザインアカデミー